

掛川市ふるさと納税返礼品募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による掛川市への寄附促進と、地元特産品等のPR及び返礼品発注での販売促進による産業振興と地域活性化を図るため、ふるさと納税をされた方へのお礼の品として贈呈する返礼品を募集します。

2 募集する返礼品の要件

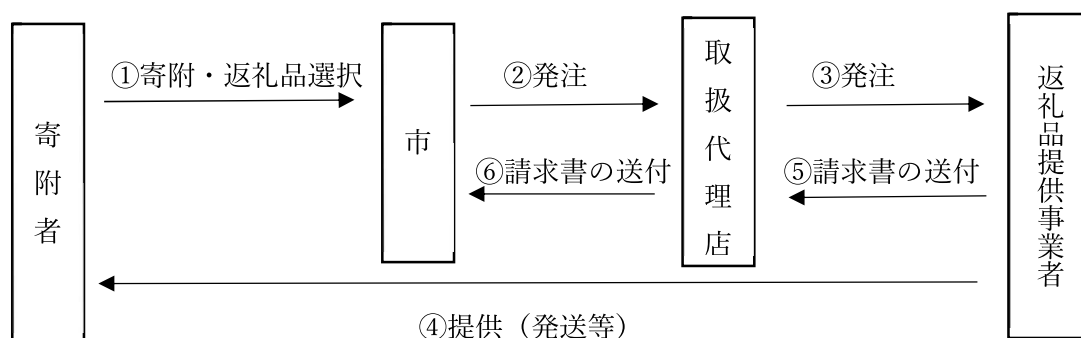
- (1) 「掛川市のお礼の品」として相応しいものであること
- (2) 返礼品は、「物品」又は「サービス（宿泊や体験プログラムなど）」であること
- (3) 物品の場合、産地、製造、加工のいずれかが掛川市内であり、提供者が原則掛川市内の事業者であること
- (4) サービスの場合、掛川市内で提供するものであること
- (5) 飲食物の場合、生鮮品等を除き寄附者に到着後、原則30日以上の消費期限が保証される品であること
- (6) 品物だけでなく、必要に応じて調理方法や管理方法など添付すること
- (7) 返礼品は単品、複数品及び種類別の詰め合わせでも可

3 返礼品提供事業者の要件

- (1) 市税の滞納があるもの（市税の滞納を計画的に納付し、かつ、完納の見込みがあるものを除く。）でないこと
- (2) 市（取扱代理店）からの発注後、速やかに返礼品を提供（発送等）できること
- (3) 返礼品を送達等提供後、期間経過等による劣化や欠損、不具合等合った場合には、代替品を再送するなど、速やかに適切な対応がとれること
- (4) 請求書は月ごとにまとめて翌月15日までに取扱代理店へ送付すること
- (5) 掛川市ふるさと納税をPRすること
- (6) 掛川市の信用を失墜することがないこと

4 返礼品提供の手順

- ①寄附者は市へ申込、寄附及び返礼品の選択
- ②市は取扱代理店へ発注
- ③取扱代理店は返礼品提供事業者へ発注
- ④返礼品提供事業者から寄附者へ返礼品の提供
- ⑤返礼品提供事業者から取扱代理店への請求書の送付
- ⑥ 取扱代理店から市へ請求書を送付



5 返礼品提供にかかる申請方法

別添の返礼品提供申請書を市に提出いただきます。

6 返礼品の選考方法

申込内容や事業活動等を総合的に判断して、お礼の品として取り扱うかを決定します。
(月 1 回審査会開催)

7 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、掛川市個人情報保護条例及び関係法令を遵守していただきます。
- (2) 寄附者の個人情報は返礼品の提供以外の目的に使用することはできません。ただし、お礼の品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から返礼品提供事業者への商品申し込み等で入手された個人情報は対象外です。

8 その他留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、あらかじめ受注した返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに取扱代理店及び市へ報告し、承認を受けるものとします。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について取扱代理店及び市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、登録された企業が本要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

9 申込・問い合わせ先

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 産業経済部 産業労働政策課 ふるさと納税推進室 (ふるさと納税担当)

TEL : 0537-21-1124 (直通)

Mail : syoko@city.kakegawa.shizuoka.jp